

様式第1号（第27条関係）
随意契約結果書（8年8月分）

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 消費税等含む	地方自治法施行令 第167条の2第1項 中の該当号	随意契約の理由
1	情報センター	租税債権管理システム機器 更改業務委託	令和8年8月14日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目9 番9号	¥6,545,000	第2号	本業務は、自治体情報システム標準化に関連し、本組合滞納整理業務に利用している債権管理システムの機器更改を行うものであり、現行システムに係る専門的知識を有すること並びに設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。その点、本事業者は、現行システム導入の実施事業者であり、本業務の履行に必要な情報を最も熟知している。仮に他の事業者が本業務を委託した場合、現状仕様の把握や更改機器の設計設定等の速やかな対応が困難となるだけでなく、システム移行不備等のリスクを排除できない。また、本業務に支障が生じた場合の責任の所在も不明確となる。以上の理由により、本事業者と随意契約をするものである。
2	情報センター	コンビニ交付システム再構築業務委託（住民票のマイナンバー表示及び住民票記載事項証明書追加）	令和8年8月17日	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店 大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号	¥9,504,000	第2号	本業務は、令和7年5月1日及び令和7年8月21日に開催された住民記録分科会において、構成市町から機能追加の要望があったことを受け、本組合のコンビニ交付システムを改修するものであり、当該システムの専門的知識を有すること並びに設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。そのため、当該システムの開発並びに導入を実施した本事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。また、仮に本業務を他の事業者が委託した場合、障害発生時の速やかな対応が困難となり、本業務に支障が生じる恐れが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、本事業者と随意契約をするものである。

様式第1号（第27条関係）
随意契約結果書（8年8月分）

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 消費税等含む	地方自治法施行令 第167条の2第1項 中の該当号	随意契約の理由
3	情報センター	ネットワーク設定業務委託 （基幹系等ウイルス対策 サーバー L G W A N - A S P 接続に伴う N W 設定変 更）	令和8年8月18日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目 9 番 9 号	¥1,188,000	第2号	本業務は、本組合のネットワークに係る専門知識を有すること並びに設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。その点、本事業者は、本組合のネットワークの導入を実施した事業者であり、本事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。また、仮に本業務を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が困難となり、本業務に支障が生じる恐れが高く、その際の責任の所在も不明確となる。以上の理由により、本事業者と随意契約をするものである。